

熊本県喀痰吸引等業務登録申請等手続要領

(趣旨)

第1条 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号。以下「施行令」という。）、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。）、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号。以下「改正法」という。）及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第126号。以下「改正省令」という。）に定めるもののほか、喀痰吸引等業務の登録申請等に係る様式等を定める。

(喀痰吸引等業務及び特定行為業務の登録の申請及び登録)

第2条 法第48条の3第1項又は法附則第20条第1項の登録の申請をしようとする者は、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書（別記様式1-1）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（別記様式1-2）
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号のいずれにも該当しない旨の誓約書（別記様式1-3）
- (3) 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類（別記様式1-4）
- (4) 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- (5) 申請者が個人である場合は、その住民票

2 知事は、前項の規定により申請書を提出した者が法第48条の5第1項各号（法附則第20条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる要件の全てに適合し、法第48条の4各号（法附則第20条第2項において準用する場合を含む。）のいずれにも該当しないときは、法第48条の5（法附則第20条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録簿（別記様式2）に登録する。

(事業者の登録更新等)

第3条 法第48条の3第1項又は法附則第20条第1項の登録を受けた者は、法第48条の3第2項第3号（法附則第20条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新申請書（別記様式3-1）を、同項第1号及び第2号（法附則第20条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、同項第4号（法附則第20条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書（別記様式3-2）を、法第48条の6第1項（法附則第20条

第2項において準用する場合を含む。)の規定により、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の登録を受けた者は、喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者にあつては特定行為業務）を行う必要がなくなったときは、法第48条の6第2項（法附則第20条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、登録を辞退する日の1月前までに登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書（別記様式3-3）を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による提出があつたときに、当該登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者の登録は、その効力を失う。

（事業者の登録の取消し等）

第4条 知事は、前条第1項の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第48条の7（法附則第20条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者にあつては特定行為業務）の停止を命ずることができる。

- (1) 法第48条の4各号（第3号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 法第48条の5第1項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。
- (3) 法第48条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

（認定特定行為業務従事者認定証の交付申請、交付及び登録）

第5条 法附則第4条第1項の規定により認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けようとする者は、省令別表第1又は第2に掲げる研修の修了者にあつては、認定特定行為業務従事者認定証交付申請書（第1号研修・第2号研修の修了者対象）（別記様式4-1）に、省令別表第3に掲げる研修の修了者にあつては、認定特定行為業務従事者認定証交付申請書（第3号研修の修了者対象）（別記様式4-2）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 住民票
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第3項各号のいずれにも該当しない旨の誓約書（別記様式4-3）
- (3) 喀痰吸引等研修の研修修了証明書の写し

- 2 知事は、前項の規定により申請書を提出した者が法附則第4条第2項に規定する喀痰吸引等研修の課程を修了したと認め、同条第3項各号のいずれにも該当しないときは、省令別表第1又は第2に掲げる研修の修了者にあつては、認定特定行為業務従事者認定証（第1号研修・第2号研修の修了者）（別記様式5-1）に、省令別表第3に掲げる研修の修了者にあつては、認定特

定行為業務従事者認定証（第3号研修の修了者）（別記様式5-3）に次に掲げる事項を記載して交付し、認定特定行為業務従事者認定証登録簿（別記様式6）により登録する。

- (1) 法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）の氏名及び生年月日
- (2) 認定特定行為業務従事者が行う特定行為
- (3) その他必要な事項

（認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託）

第6条 知事は、法附則第5条第1項の規定により、法附則第4条に規定する認定特定行為業務従事者認定証に関する事務（認定特定行為業務従事者認定証の返納に係る事務、喀痰吸引等研修の課程の修了に係る認定の事務及び認定特定行為業務従事者認定証の交付の拒否に係る事務を除く。以下この条において同じ。）の全部又は一部を登録研修機関に委託するときは、省令附則第9条の規定により、あらかじめ、登録研修機関との間で委託契約書を作成して行う。

2 前項の規定により知事の委託を受けた登録研修機関は、前条第1項の規定により申請書を提出した者が法附則第4条第2項に規定する喀痰吸引等研修の課程を修了したと認められ、同条第3項各号のいずれにも該当しないときは、省令別表第1又は第2に掲げる研修の修了者にあつては、認定特定行為業務従事者認定証（第1号研修・第2号研修の修了者）（別記様式5-2）に、省令別表第3に掲げる研修の修了者にあつては、認定特定行為業務従事者認定証（第3号研修の修了者）（別記様式5-4）に次に掲げる事項を記載して交付し、その内容を記載した認定特定行為業務従事者認定証登録簿（別記様式6）を知事に提出する。

- (1) 認定特定行為業務従事者の氏名及び生年月日
- (2) 認定特定行為業務従事者が行う特定行為
- (3) その他必要な事項

3 第1項の規定により認定特定行為業務従事者認定証に関する事務の委託を受けた登録研修機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、法附則第5条第2項の規定により、当該委託に係る認定特定行為業務従事者認定証に関する事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（認定特定行為業務従事者認定証の変更の届出等）

第7条 認定特定行為業務従事者は、省令附則第5条各号に掲げる事項に変更があつたときは、省令附則第7条の規定により、遅滞なく、認定特定行為業務従事者認定証変更届出書（別記様式7）を知事に提出しなければならない。

2 認定特定行為業務従事者は、認定特定行為業務従事者認定証を汚損し、又は失つたときは、省令附則第8条第1項の規定により、遅滞なく、認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書（別記様式8）を、汚損した場合にあつ

ては当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、知事に提出しなければならない。

- 3 認定特定行為業務従事者は、前項の規定により申請書を提出した後、失った認定特定行為業務従事者認定証を発見したときは、省令附則第8条第2項の規定により、速やかに、これを知事に返納しなければならない。

(特定行為の業務停止及び認定特定行為業務従事者認定証の返納)

第8条 知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法附則第4条第4項の規定により、認定特定行為業務従事者認定証返納(業務停止)命令書(別記様式9)により、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。

- (1) 法附則第4条第3項各号(第5号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合
- (2) 前号に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に関し不正の行為があった場合
- (3) 虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合

2 前項の規定により認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ぜられた認定特定行為業務従事者は、施行令附則第4条第1項の規定により、遅滞なく、知事にこれを返納しなければならない。

3 知事は、他の都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、期間を定めて特定行為の業務を停止した場合は、施行令附則第4条第3項の規定により業務停止処分に関する都道府県間連絡通知(別記様式10-1)、認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることが適当と認める場合は、施行令附則第4条第2項の規定により認定証返納処分に関する都道府県間連絡通知(別記様式10-2)により、当該他の都道府県知事に通知する。

(認定特定行為業務従事者認定の辞退)

第9条 第5条、第6条及び第17条の規定により認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた者は、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなったときは、交付を受けた認定特定行為業務従事者認定証を添えて、認定を辞退する日の1月前までに、認定特定行為業務従事者認定辞退届出書(別記様式11)を知事に提出しなければならない。

(登録研修機関の登録申請)

第10条 法附則第6条の登録の申請をしようとする者は、省令附則第10条第1項の規定により、登録研修機関登録申請書(別記様式12-1)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書
 - (2) 申請者が個人である場合は、その住民票
 - (3) 社会福祉士及び介護福祉士法附則第7条各号のいずれにも該当しない旨の誓約書（別記様式12-2）
 - (4) 登録研修機関登録適合書類（別記様式12-3）
 - (5) 法附則第12条第1項に規定する業務規程
- 2 知事は、前項の規定により申請書を提出した者が法附則第8条第1項各号に掲げる要件の全てに適合し、法附則第7条各号のいずれにも該当しないときは、法附則第8条第2項の規定により、登録研修機関登録簿（別記様式13）に次に掲げる事項を記載して登録する。
- (1) 登録年月日及び登録番号
 - (2) 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 事業所の名称及び所在地
 - (4) 喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日
 - (5) 喀痰吸引等研修の課程

（登録研修機関の登録の更新等）

- 第11条 法附則第6条の登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）は、前条第2項各号（第1号を除く。）の内容を更新するときは、法附則第9条の規定により、5年ごとに、登録研修機関登録更新申請書（別記様式14-1）を知事に提出しなければならない。
- 2 法附則第6条の登録は、法附則第9条第1項の規定による更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。
 - 3 登録研修機関は、登録された内容を変更しようとするときは、法附則第11条の規定により、あらかじめ、登録研修機関変更登録届出書（別記様式14-2）を知事に提出しなければならない。
 - 4 登録研修機関は、業務規程の内容に変更があるときは、法附則第12条第1項の規定により、あらかじめ、登録研修機関業務規程変更届出書（別記様式15）を知事に提出しなければならない。

（修了証明書の交付等）

- 第12条 登録研修機関は、研修の修了者に対し、研修修了証明書を交付する。
- 2 登録研修機関は、研修の修了者の氏名及び生年月日、修了した研修の課程、修了年月日並びに修了証明書の番号を記載した名簿を作成し、管理するものとし、年度ごとに県に提出する。

（登録研修機関の休廃止）

第13条 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、法附則第13条の規定により、登録研修機関休廃止届出書（別記様式16）を、休止し、又は廃止する日の1月前までに、知事に提出しなければならない。

（適合命令）

第14条 知事は、登録研修機関が法附則第8条第1項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、法附則第14条の規定により、その登録研修機関に対して、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第15条 知事は、登録研修機関が法附則第10条の規定に違反していると認めるときは、法附則第15条の規定により、その登録研修機関に対して、法附則第10条に規定する喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録研修機関の登録の取消し等）

第16条 知事は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、法附則第16条の規定により、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- （1） 法附則第7条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- （2） 法附則第11条から第13条までの規定に違反したとき。
- （3） 法附則第14条の規定による適合命令又は法附則第15条の規定による改善命令に違反したとき。
- （4） 法附則第18条において準用する法第17条の規定に違反したとき。
- （5） 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

（認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）の交付申請）

第17条 改正法附則第14条第1項の規定による知事の認定を受けようとする者は、改正省令附則第4条の規定により、認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書（別記様式17-1）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- （1） 住民票
- （2） 社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第3項各号のいずれにも該当しない旨の誓約書（別記様式4-3）
- （3） 喀痰吸引等に関する研修修了証明書（該当するものがある場合）並びに修了した研修内容及び研修時間を示す書類

- (4) 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類①本人誓約書（別記様式 17-2）
- (5) 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類②第三者証明書（別記様式 17-3）
- (6) 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類③実施状況確認書（別記様式 17-4）

2 知事は、前項の規定により申請書を提出した者が法附則第 4 条第 2 項に規定する喀痰吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有すると認めるときは、改正法附則第 14 条第 2 項の規定により、認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・不特定多数の者対象）（別記様式 18-1）又は認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・特定の者対象）（別記様式 18-2）に次に掲げる事項を記載して交付し、認定特定行為業務従事者認定証登録簿（別記様式 6）に登録する。

- (1) 認定特定行為業務従事者の氏名及び生年月日
- (2) 認定特定行為業務従事者が行う特定行為
- (3) その他必要な事項

（公示）

第 18 条 知事は、次の各号に該当するときは、法第 48 条の 8 又は法附則第 17 条の規定により、その都度、公示しなければならない。

- (1) 登録をしたとき。
- (2) 法第 48 条の 6 第 1 項又は法附則第 11 条の規定による届出（氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。）があったとき。
- (3) 法第 48 条の 6 第 2 項又は法附則第 13 条の規定による届出があったとき。
- (4) 法第 48 条の 7 の規定により登録を取り消し、又は喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者にあつては特定行為業務）の停止を命じたとき。
- (5) 法附則第 16 条の規定により登録を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

2 前項の規定による公示は、熊本県公報に登載して行う。

（帳簿の備付け等）

第 19 条 登録研修機関は、法附則第 18 条において準用する法第 17 条の規定により、喀痰吸引等研修の業務に関する事項を記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

（報告）

第 20 条 知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、法第 48 条の 9 若しくは法附則第 20 条第 2 項又は法附則第 18 条において準用する法

第19条の規定により、その必要な限度で、登録喀痰吸引等事業者若しくは登録特定行為事業者又は登録研修機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第21条 知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、法第48条の9若しくは法附則第20条第2項又は法附則第18条において準用する法第20条の規定により、その必要な限度で、その職員に、登録喀痰吸引等事業者若しくは登録特定行為事業者又は登録研修機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係書類の保存)

第22条 登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者並びに登録研修機関が保存すべき書類の種類及び保存期間は次のとおりとする。

- (1) 第2条、第3条、第10条及び第11条に規定する登録、更新及び変更に係る申請書及び添付書類は、永年保存とする。
 - (2) 第12条第2項に規定する名簿は永年保存とし、修了証明書の再発行に対応できるようにしておくものとする。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、喀痰吸引等業務及び特定行為業務並びに喀痰吸引等研修に係る関係書類は、5年保存とする。
- 2 関係書類の保存は、確実で、かつ、秘密が漏れることのない方法により行う。
 - 3 関係書類の廃棄は、焼却その他の復元することができない方法により行う。

(手数料)

第23条 第2条、第5条、第7条及び第17条に規定する申請に係る事務手数料は、熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）に規定する次のとおりの金額とし、収入証紙により納付する。

- (1) 喀痰吸引等業務登録申請手数料—2, 400円
- (2) 特定行為業務登録申請手数料—2, 400円
- (3) 認定特定行為業務従事者認定証交付申請手数料—1, 500円
- (4) 認定特定行為業務従事者認定証再交付申請手数料—1, 000円

(その他)

第24条 この要領に定めるもののほか、喀痰吸引等業務の登録申請等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。